

令和4年 春の全国交通安全運動実施要綱

《実施期間》 令和4年4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間

《目的》 県民一人ひとりが、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

《運動の重点》 1 子供を始めとする歩行者の安全確保

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動初日広報 街頭指導の日	4月6日（水）	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
横断歩行者等の歩行者保護強化の日	4月8日（金）	運転者には、横断歩道における歩行者優先義務の徹底を、歩行者には、横断歩道等の正しい利用や信号無視等の危険性の周知を図るほか、通学路等において、新入学園児・児童生徒等を交通事故から守る見守り活動を推進する。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日（日）	全国一斉に行われる「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせ、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を広く県民に呼び掛け、交通安全意識の向上を図る。

運動の重点に関する主な推進事項

子供を始めとする歩行者の安全確保

1 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- (1) 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知
- (2) 「しづおか・安全横断3つの柱」(①手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気をつけること)等、歩行者が自らの安全を守るためにの交通行動を促すための交通安全教育の推進
- (3) 歩行中児童の交通事故の特徴(飛び出しによる死者・重傷者が多いなど)等を踏まえた交通安全教育等の推進
- (4) 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- (5) 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 歩行者の安全の確保

- (1) 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- (2) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- (3) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
- (4) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

1 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- (1) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- (2) 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- (3) 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- (4) 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発
- (5) 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用

2 飲酒運転等の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
- (2) 運転者の点呼時等におけるアルコール検知器の使用促進や、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

3 妨害運転の防止

- (1) 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発
- (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

4 高齢運転者の交通事故防止

- (1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
- (2) 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称: サポカー)の普及啓発
- (3) 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- (1) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- (2) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法及びハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (3) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

1 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- (1) 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は車道寄りを徐行など「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底
- (2) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- (3) 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

2 業務運転中の自転車の安全利用

自転車を用いた配達業務を行う関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

3 自転車利用者自身の安全確保

- (1) 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- (2) 自転車の被視認性の向上を図るための反射材用品等の視認効果等の周知と取付け促進
- (3) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- (4) 静岡県自転車条例の周知
「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知するため、あらゆる広報活動を通じ、自転車の安全利用や定期的な点検整備、自転車損害賠償保険等への加入を促進

4 自転車事故抑止対策の推進 ※ 別添資料参照

自転車による交通事故防止を図るため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」（①：交差点では周りに気をつける ②：一時停止場所では確実に停まる ③：急がずゆっくり走る 「+1プラスワン」（高齢者対象）：アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解する）の周知・実践

各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進

「しづおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」の周知・実践による自転車事故抑止対策について

静岡県警察本部
交通部交通企画課

1 概要

従来の「自転車安全利用五則」による一般的な広報啓発に加え、「しづおか・安全横断3つの柱」と対を成すキャッチフレーズを用いて交通事故の発生実態を踏まえ、自転車利用者に対する具体的な安全教育・指導取締りを実施するため策定するもの。

2 自転車事故の特徴

過去5年間の自転車事故

- 自転車事故の約7割が交差点において発生している。
 - 自転車当事者の約7割に何らかの法令違反が認められる。
 - 第1当法令違反別死者の構成率では、安全不確認が約4割、一時不停止が約1割を占めている。
 - 交差点における徐行違反等速度に起因する事故のほか、歩道上における歩行者との接触事故や単独事故は、自転車の走行速度が速いことが遠因となっていることが推認される。
- 令和3年中の自転車事故
- 自転車事故死者数は18人と前年に比べ7人も増加し、うち13人が高齢者で約半数が駆動補助付自転車を使用していた。

3 「しづおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」の内容

1の柱 交差点では、周りに気をつけよう！

交差点を進行する際には、交差道路のほか、自車の前後の安全確認や周囲の車両及び歩行者の動静に十分留意させる。

2の柱 一時停止場所では、しっかり停まろう！

特に一時停止箇所における一時停止を確実に履行させる。

3の柱 急がず、ゆっくり走ろう！

特に朝の通勤・通学時間帯において、スピードを出して走行する自転車が散見されることから、見通しの悪い交差点や歩道上における徐行、坂道等における安全な速度の重要性について再認識させる。

+1 (高齢者の方へのプラスワン) アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解しよう！

アシスト自転車の特性を踏まえ

- 交差点における一時停止後の発進時等の安易な加速や意図しない急加速の防止を図ること
- 低速走行時に車重等によりバランスを崩さないよう、的確なハンドル操作を行うとともに、必要により自転車を降りて押して歩くこと

等、アシスト自転車の特性や危険性を踏まえた運転について理解させる。